

(参考)

1 . バーゼル条約及びバーゼル法の制定について

(1) バーゼル条約及びバーゼル法の制定について

1980 年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として、有害廃棄物の国境を超える移動の問題は、先進国だけでなく、途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題(いわゆる地球的問題のひとつ)であると認識されるようになった。

このような問題に対処するため、UNEP(国連環境計画)を中心に国際的なルール作りが行われ、1989年(平成元年)3月、有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、また不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分に関するバーゼル条約」(以下「バーゼル条約」という。)が採択された。

バーゼル条約の批准国は、1992年(平成4年)2月5日に条約の発効要件である20カ国に達し、条約は3ヶ月後の同年5月5日に発効した。(2002年6月現在、150カ国1機関で批准/別添1)

----- バーゼル条約の概要 -----

この条約に特定する廃棄物(「有害廃棄物及びその他の廃棄物」)の輸出には、輸入国(通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む。)の書面による同意を要する。

締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に押さえ、廃棄物の国内処分施設を確保する等の措置により、廃棄物の国内処分を促進する。

廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。

非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。

廃棄物の南極地域への輸出を禁止する。

廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。

国境を超える廃棄物の移動には、条約の定める移動書類の添付を要する。

廃棄物の国境を超える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、廃棄物の引取りを含む適当な措置を取る。

廃棄物の国境を超える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。

締約国は、廃棄物の処理を環境上健全な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術その他の国際協力を行う。

条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を超える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。

* 日本は、OECD諸国間で取決めを締結

我が国では、バーゼル条約を実施するために、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下「バーゼル法」という。)を制定。同法は平成4年12月16日に公布され、平成5年12月16日に施行された。(別添2)

(2) 特定有害廃棄物等の輸出入の手続き

バーゼル法の規制対象となる廃棄物等(以下「特定有害廃棄物等」という。)を輸出入しようとする場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要である。

輸出手続(別添3)

経済産業大臣は、輸出者から特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、その写しを環境大臣に送付する。

環境大臣は、輸出先国及び通過国に対し、書面による事前通告を送付する。

環境大臣が輸出先国等から同意の回答を得るとともに、環境汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した上で、経済産業大臣は、輸出者に対し、輸出を承認する。

経済産業大臣は、輸出の承認をしたときは、輸出者に対し、速やかに、輸出移動書類を交付する。

輸入手続(別添4)

環境大臣は、輸出国から特定有害廃棄物等の我が国への輸出について書面による通告を受領したときは、その写しを経済産業大臣に送付するとともに、バーゼル法に基づき環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し説明を求め、意見を述べるができる。

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認の回答を受けたときは、その旨を輸出国に通告する。

経済産業大臣は、輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入移動書類を交付する。

2. 平成13年(2001年:暦年)における特定有害廃棄物等の輸出の状況

(1) 一連の輸出手続を段階別に区分して輸出案件の処理状況を整理すると以下のとおりになる。

ア. 輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは1件で、その輸出予定量は946トンであった。

(平成12年は11件、19,292トン)

イ. 相手国からの輸入同意の回答を得て、経済産業大臣が輸出の承認を行ったものは2件(注1)で、総量は1,446トンであった。

(平成12年は8件、7,448トン)

なお、通告を行った案件で、輸出先国から輸入不同意又は環境保全上の条件付同意の回答を得たものはなかった。

ウ．輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは30件（注2、注3）で、総量は1,515トンであった。
（平成12年は51件、2,090トン）

（2）輸出案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添5のとおりである。これらは錫、鉛、コバルトの金属類等の回収やレンズ付きフィルムの再生利用を目的とするものであり、最終処分を目的としたものはなかった。

* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸出货量（輸出移動書類に記入された量）及び輸出の件数（輸出移動書類の交付件数）の経年変化は別添6のとおり。

3．平成13年（2001年：暦年）における特定有害廃棄物等の輸入の状況

（1）一連の輸入手続を段階別に区分して輸入案件の処理状況を整理すると、以下のようになる。

ア．相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは14件で、その輸入予定量は7,088トンであった。（平成12年は15件、7,874トン）

イ．輸入者からの輸入承認の申請により経済産業大臣が輸入承認を行い、環境省から相手国に対し輸入同意の回答を行ったものは8件（注4）で、総量は2,029トンであった。

（平成12年は19件、10,231トン）

ウ．輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入され、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは39件（注2、注5）で、総量は4,326トンであった。

（平成12年は90件、4,382トン）

（2）輸入案件に係る特定有害廃棄物等の内容は別添7のとおりである。これらは汚泥からの銅、銀等の金属類等の回収、使用済み蛍光体からの水銀及びガラスの回収、ブラウン管ずの再生利用を目的とするものであった。また、中国より中和剤吸収剤の焼却処分を目的とした輸入が1件行われた。

* パーゼル法施行以降の特定有害廃棄物等の輸入量（輸入移動書類に記入された量）及び輸入の件数（輸入移動書類の交付件数）の経年変化は別添8のとおり。

注1：平成13年以前に事前通告を行ったものを含む。

注2：一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しない。

注3：平成13年以前に輸出承認を得たものを含む。

注4：平成13年以前に事前通告を受領したものを含む。

注5：平成13年以前に輸入承認を得たものを含む。

バーゼル条約への批准、加入等の状況

150ヶ国と1機関(EC) (2002年6月19日現在)

地域	国名	加入						
西 欧 そ の 他	アンドラ	99.07.23	南 米 ・ カ リ ブ 諸 国	ブラジル	92.10.01	ア フリ カ	ウズベキスタン	96.02.07
	オーストラリア	92.02.05		チリ	92.08.11		ベトナム	95.03.13
	オーストリア	93.01.12		コロンビア	96.12.31		イエメン	96.02.21
	ベルギー	93.11.01		コスタリカ	95.03.07		アルジェリア	98.09.15
	カナダ	92.08.28		キューバ	94.10.03		ベナン	97.12.04
	キプロス	92.09.17		ドミニカ	98.05.05		ボツワナ	98.05.20
	デンマーク	94.02.06		ドミニカ共和国	00.07.10		ブルキナ・ファソ	99.11.04
	フィンランド	91.11.19		エクアドル	93.02.23		ブルンジ	97.01.06
	フランス	91.01.07		エルサルバドル	91.12.13		カメルーン	01.02.09
	ドイツ	95.04.21		グアテマラ	95.05.15		ケープベルデ	99.07.02
	ギリシャ	94.08.04		ガイアナ	01.04.04		コモロ	94.10.31
	アイスランド	95.06.28		ホンジュラス	95.12.27		コートジボワール	94.12.01
	アイルランド	94.02.07		メキシコ	91.02.22		コンゴ	94.10.06
	イスラエル	94.12.04		ニカラグア	97.06.03		ジブチ	02.05.31
	イタリア	94.02.07		パナマ	91.02.22		エジプト	93.01.08
	リヒテンシュタイン	92.01.27		パラグアイ	95.09.28		エチオピア	00.04.12
	ルクセンブルク	94.02.07		ペルー	93.11.23		ガンビア	97.12.15
	マルタ	00.06.19		セント・キッツ・ネービス	94.09.07		ギニア	95.04.26
	モナコ	92.08.31		セント・ルシア	93.12.09		ケニヤ	00.06.01
	オランダ	93.04.16		セント・ヴィンセント 及びグレナディン諸島	96.12.02		レソト	00.05.31
	ニュージーランド	94.12.20		トリニダード・トバゴ	94.02.18		リビア	01.07.12
ノルウェー	90.07.02	ウルグアイ	91.12.20	マダガスカル	99.06.02			
ポルトガル	94.01.26	ベネズエラ	98.03.03	マラウィ	94.04.21			
スペイン	94.02.07			マリ	00.12.05			
スウェーデン	91.08.02	アゼルバイジャン	01.06.01	モーリタニア	96.08.16			
スイス	90.01.31	バーレーン	92.10.15	モーリシャス	92.11.24			
トルコ	94.06.22	バングラデシュ	93.04.01	モロッコ	95.12.28			
イギリス	94.02.07	カンボジア	01.03.02	モザンビーク	97.03.13			
EC	94.02.07	中華人民共和国	91.12.17	ナミビア	95.05.15			
中 東 欧	アルバニア	99.06.29	インド	92.06.24	ニジェール	98.06.17		
	アルメニア	99.10.01	インドネシア	93.09.20	ナイジェリア	91.03.13		
	ベラルーシ	99.12.10	イラン	93.01.05	セネガル	92.11.10		
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	01.03.16	日本	93.09.17	セイシェル	93.05.11		
	ブルガリア	96.02.16	ヨルダン	89.06.22	南アフリカ	94.05.05		
	クロアチア	94.05.09	キリバス	00.09.07	チュニジア	95.10.11		
	チェコ	93.09.30	クウェート	93.10.11	ウガンダ	99.03.11		
	エストニア	92.07.21	キルギスタン	96.08.13	タンザニア	93.04.07		
	ジョージア	99.05.20	レバノン	94.12.21	ザンビア	94.11.15		
	ハンガリー	90.05.21	マレーシア	93.10.08				
	ラトビア	92.04.14	モルジブ	92.04.28				
	リトアニア	99.04.22	ミクロネシア	95.09.06				
	ポーランド	92.03.22	モンゴル	97.04.15				
	モルドバ	98.07.02	ナウル	01.11.12				
	ルーマニア	91.02.27	ネパール	96.10.15				
	ロシア	95.01.31	オマーン	95.02.08				
	スロバキア	93.05.28	パキスタン	94.07.26				
	スロベニア	93.10.07	パプアニューギニア	95.09.01				
	ユーゴスラビア	00.04.18	フィリピン	93.10.21				
マケドニア	97.02.16	カタール	95.08.09					
ウクライナ	99.10.08	大韓民国	94.02.28					
中	アンティグア・バーブーダ	93.04.05	サモア	02.03.22				
	アルゼンチン	91.06.27	サウディ・アラビア	90.03.07				
	バハマ	92.08.12	シンガポール	96.01.02				
	バルバドス	95.08.24	スリランカ	92.08.28				
	ベリーズ	97.05.23	シリア	92.01.22				
	ボリビア	96.11.15	タイ	97.11.24				
			トルクメニスタン	96.09.25				
		アラブ首長国連邦	92.11.17					

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

< バールゼル条約 >

- ・ 特定有害廃棄物等の国内処理の原則
- ・ 特定有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・ 非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ・ 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- ・ 移動書類の携帯等

[国内法の整備]

< 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 >

定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したものの。
-------------------	--

基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
----------	--------------------------------------

（ 輸出の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。
経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ の承認をしてはならないものとする。

（ 輸入の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に対し意見を述べる事ができる。

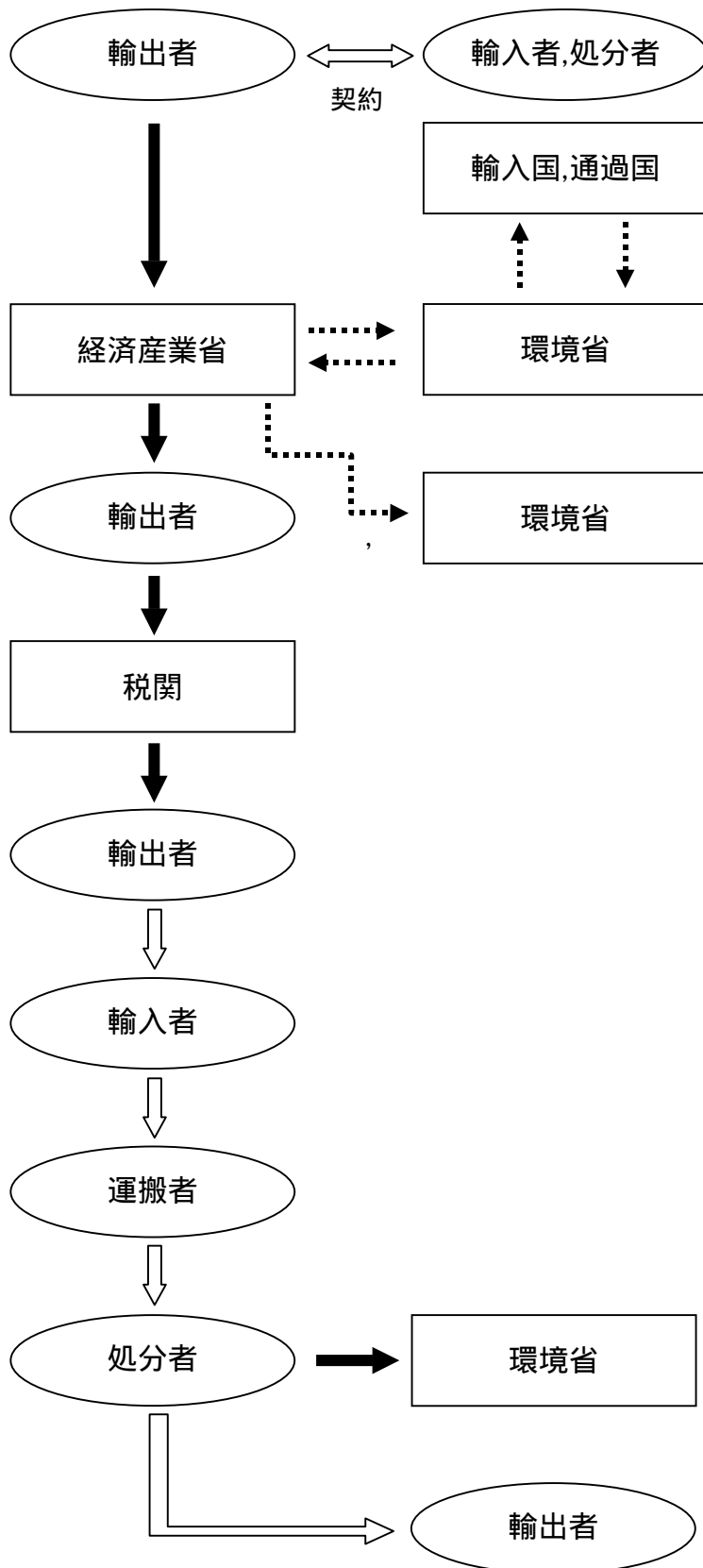
（ 移動書類 ）

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

（ 措置命令 ）

経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

輸出するときの手続きの流れ



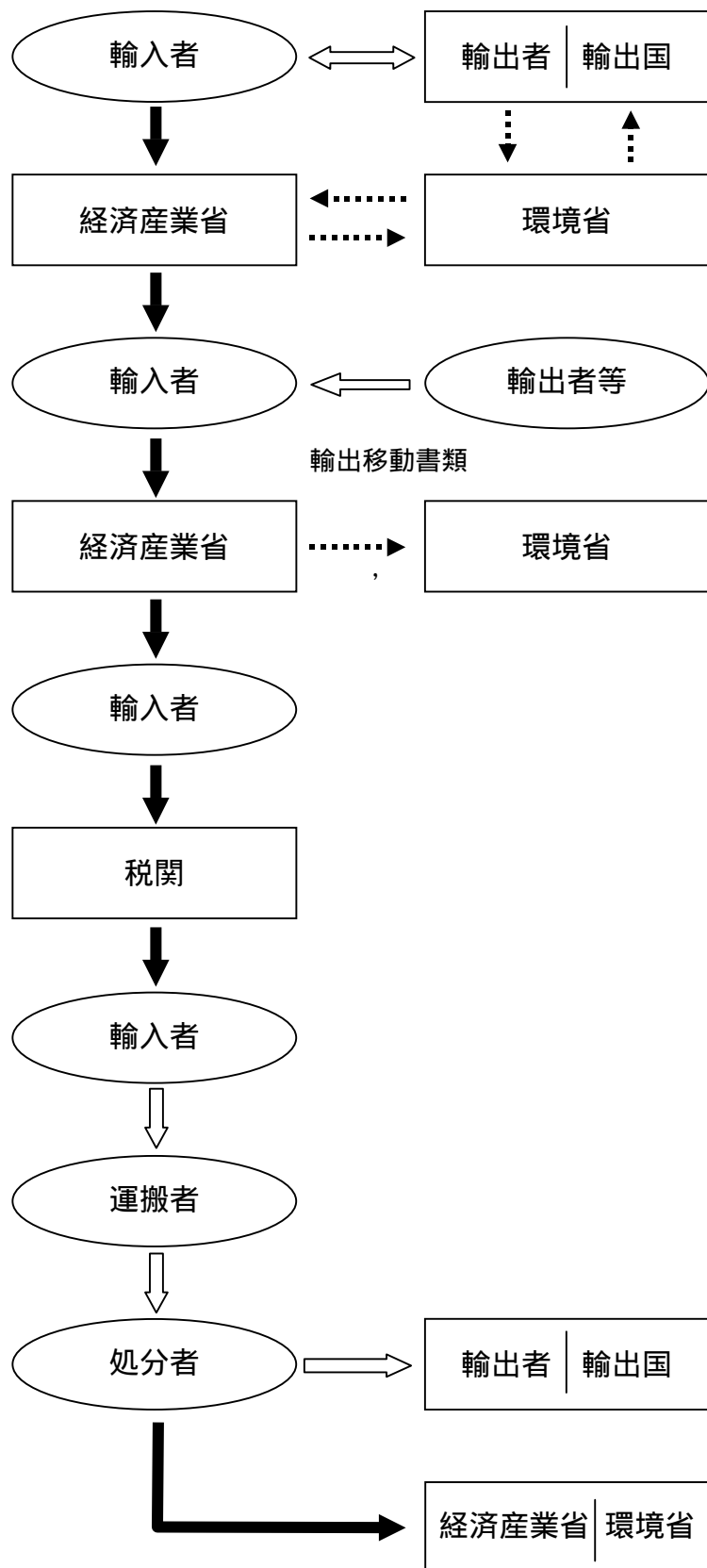
【輸出手続の流れ】

外為法に基づく輸出申請
申請書類写し送付
相手国へ通告
回答の受領
回答の送付
外為法に基づく輸出承認
輸出移動書類の交付
輸出移動書類写しの送付
関税法に基づく輸出申告
関税法に基づく輸出許可
引渡し及び移動書類携帯の義務
処分完了の通知等

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

輸入するときの手続きの流れ



【輸入手続の流れ】

- 移動計画の通告
- 外為法に基づく輸入承認申請
- 通告の写しの送付
- 外為法に基づく輸入承認
- 輸入承認の通知
- 同意の回答
- 輸出移動書類
- 輸入移動書類の交付申請
- 輸入移動書類の交付
- 輸入移動書類写しの送付
- 関税法に基づく輸入申告
- 関税法に基づく輸入許可
- 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- 処分完了の通知等の送付
- 処分完了の通知等の写し送付

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

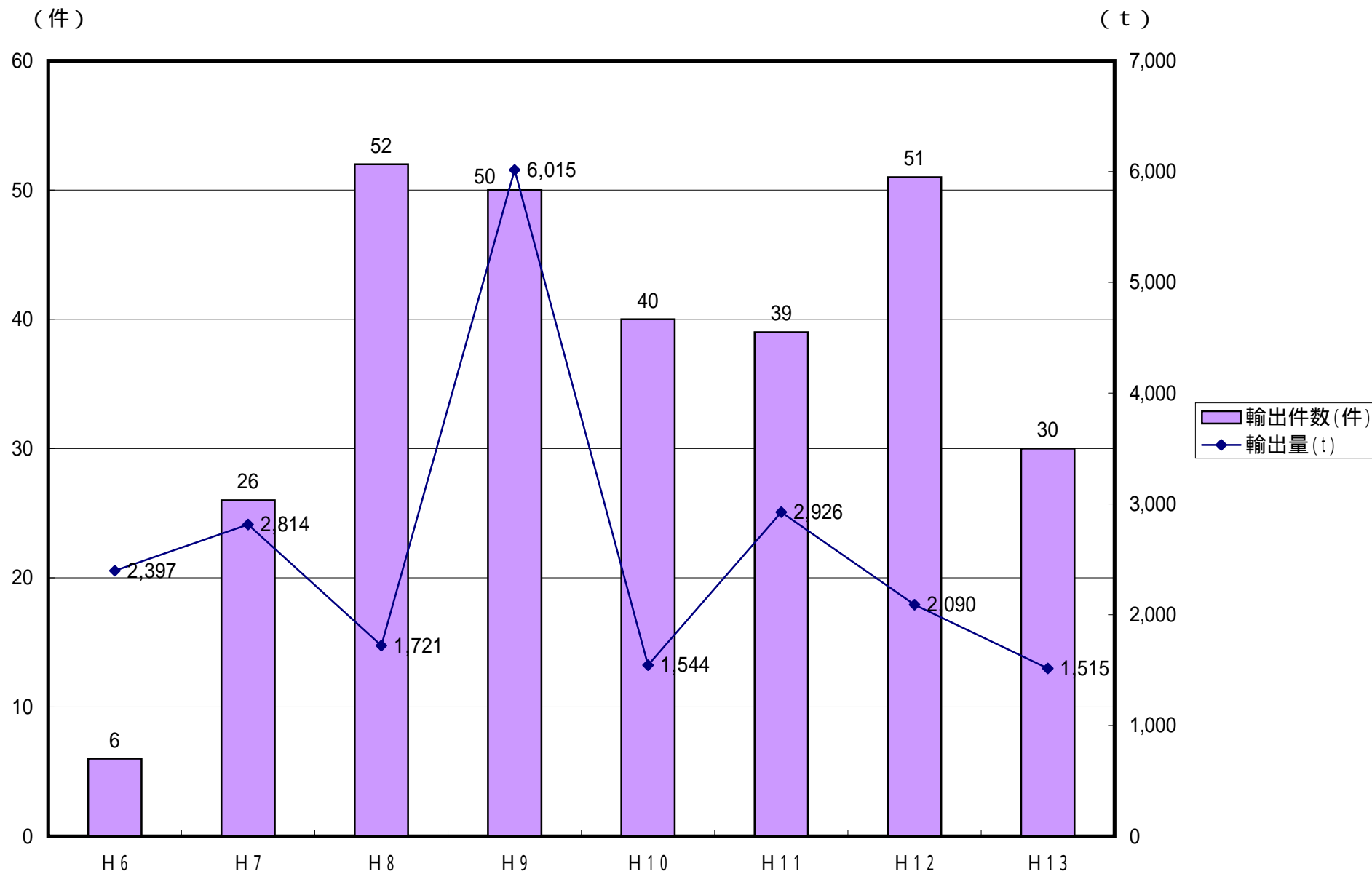
平成13年における特定有害廃棄物等の輸出の状況

対象物	処分の目的	相手国	相手国への 通告重量 (トン)	輸出承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の分類 (Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	附属書 番号	OECD リスト
					重量(トン)	件数				
レンズ付きフィルム	再利用、リサイクル	米国	*708	*708	217	4	31	13		AD130
リチウムイオン電池のくず	コバルトの回収	カナダ	*600	*600	568	4				AA180
レンズ付きフィルム	再利用、リサイクル	韓国	*780	*780	184	8	31	13		AD130
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*400	*400	201	7	25,31	12		AA070
ハンダのくず	鉛・錫の回収	ベルギー	*500	500	84	4	31	11		AA030
鉛スクラップ	鉛の回収	韓国	*1,200	*1,200	110	1	31	13		AA170
レンズ付きフィルム	再利用、リサイクル	米国	946	946	151	2	31	13		AD130
総量			946	1,446	1,515					
件数			1	2		30				

注) *の輸出案件は平成12年以前に通告がなされ、又は輸出承認を得たものであるが、輸出承認又は輸出移動書類の交付は平成13年中に行われたため、本表に掲載した。

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

(別添6)



平成13年における特定有害廃棄物等の輸入状況

対象物	処分の目的	相手国	相手国からの 通告重量 (トン)	輸入承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の分類 (Y番号)	廃棄物の特性 (H番号)	附属書 番号	OECD リスト
					重量(トン)	件数				
中和吸収剤(汚泥)	処分(焼却)	中国	*15	*6	6	1	32	8	A2020	AA020, AA070
廃蛍光体	貴金属の回収	オーストリア	*35	*35	1	1				
廃水処理汚泥	貴金属の回収	シンガポール	*300	*300	41	2	17	13	A1050	
使用済み触媒	銅の回収	フィリピン	*384	*384	54	4	21, 22		A2030	
めっき汚泥	銀の回収	フィリピン	*360	*360	25	1	17	8	A0150	
ブラウン管のくず	ガラスの再生利用	シンガポール	*2,500	*2,500	1,658	8	31	13	A2010	
廃水処理汚泥	銅の回収	マレーシア	*1,000	*1,000	995	2	17	12	A1010, A1040	
写真フィルムスクラップ	銀の回収	オランダ	*500	*500	64	4	16			
電解沈殿銅	貴金属の回収	フランス	*696	*696	686	1	22, 24, 27	11, 12		
銅スラッジ	銅の回収	フィリピン	*300	*300	295	3	24, 31	11	A1020, A1030	
ブラウン管のくず	ガラスの再生利用	マレーシア	*300	300	81	1	31	13	A2010	
写真フィルムスクラップ	銀の回収	米国	500	500	49	4	16			
廃蛍光灯	水銀及びガラスの回収	フィリピン	3	3			29	6.1	A2010	
銅スラッジ	銅の回収	フィリピン	500	500	244	3	24, 31	11	A1020, A1030	
ニッカド電池	ニッケル、カドミウムの回収	中国(香港)	16	16	16	1	26	11	A1170	
プリント配電盤の焼却灰	貴金属の回収	シンガポール	450	450	111	3	22, 31	11	A1150	
ブラウン管のくず	ガラスの再生利用	シンガポール	3,190				31	11	A2010	
廃回路基板	貴金属の回収	フィリピン	10	10			31	11	A1180	
写真フィルムスクラップ	銀の回収	オランダ	250	250						
使用済み触媒	金属の回収	マレーシア	480				22		A2030	
鉛の入った金属くず	金属の回収	タイ	94				31	13		
石膏	金属の回収	米国	35							
廃水処理汚泥	金属の回収	マレーシア	1,000				17	12	A1120	
銅スラッジ	金属の回収	フィリピン	500				24, 31	11		
銅スラッジ	金属の回収	フィリピン	60							
総量			7,088	2,029	4,326					
件数			14	8	39					

注) *の輸入案件は平成12年以前に通告を受領し、又は輸入承認を得たものであるが、輸入承認又は輸入移動書類の交付は平成13年中に行われたため、本表に掲載した。

特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

(別添8)

